

育児休業給付金

延長手続きについて

リーフレット
3千解説

延長の要件

- ① 1歳の誕生日の前日までに市区町村へ保育所等の入所申込みを行っていること。
- ② 入所希望日を1歳の誕生月以前に設定していること

変更のポイント

これまで

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

2025年
4月から

これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

●改訂後の延長要件をまとめると↓になります

- ① **あらかじめ市区町村に保育利用の申し込みを行っていること**
 - ・ 入所希望日が1歳（1歳6カ月）の前日までに申し込みを行っていることが必要です。
 - ・ 市区町村への申し込みが必要です。直接保育所への申し込みや認可外の保育園の申し込みは延長要件の対象外です。
- ② **速やかな職場復帰のための保育の利用希望であること**
 - ・ 自宅から片道30分未満の保育所へ申し込みしていること
 - ・ 市区町村へ入所保留を希望するような申し込みをしていないこと
- ③ **1歳（1歳6カ月）の時点で保育所が利用できないこと**
 - ・ 内定辞退をしている場合は、原則延長対象外です。やむを得ない理由がある場合は、延長の対象になる可能性があります（裏面参照）

●延長するための資料が変わります

- ① **育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**
 - ・ パソコン入力可能 様式はハローワーク横浜のHPにアップしています
- ② **保育所への申込書の写し**
 - ・ 市役所へ提出する際に、写しを取っておいてください
- ③ **保育所の利用ができないことのわかるもの（不承諾通知等）**
 - ・ 発行日が1歳到達日の2か月以前のものが有効です

このような場合は・・・ **延長されません！！**

入所申込を忘れて、
誕生月の入所申込み
に間に合わなかった

保育所に入れても
職場復帰する予定は
ありません

空きがないと言われ
たので申し込みませ
んでした

やむを得ない理由がなく、
遠方の（30分以上かか
る）保育園に申し込みま
した

うちの会社は3歳まで育児休
業をとれるので、保育所に入
れる必要がないから申込みは
していません

育児休業給付金がほしい
ので入所を辞退しました

このような場合は・・・ **ご相談ください**

【事例1】 1歳に達する月に保育所の募集をしていない

- 1歳になる前に、直近の申込みできる月へ申込みする
- ・ 延長に必要な資料①～③ + 市区町村のリーフレット等で1歳になる月に募集をしていないことを証明する⇒延長可（1歳6ヶ月時の延長は対象外）

【事例2】 子が疾病のため申し込み自体を市に断られてしまった

- 延長資料①に申し込みを断られた経緯を記載
- ・ 市から申し込みを受け付けしなかった証明書を発行してもらい添付
⇒延長可（ご自身の判断で申し込みをしなかった場合は、延長されません）

【事例3】 申し込み後、転居をしたので入園を辞退しました

- 延長資料①に引っ越し前と引っ越し後の住所を記載
- ・ 延長に必要な資料①と②、転居した事実のわかる資料（住民票等）、
辞退した事実のわかる資料を添付して提出
⇒延長可（資料によって、最終判断します）

上記、事例はあくまでも例になりますので、資料の内容等によっては別途資料を依頼したり、延長不可になったりする可能性もあります。育児休業給付金については、お早めに継続給付係まで相談ください。保育所の申込みにはお住まいの市区町村の担当窓口へお尋ねください